

2019-11 税務・労務・法務情報

税制改革法案について

(法案概要)

1. 一般法人の税率軽減

2年毎、2%の軽減税率

2019年～30%	2021年～28%
2023年～26%	2025年～24%
2027年～22%	2029年～20%

2. 制度の改革案

*投資奨励機関（PEZA,SBMA,CDC等）は残る

*優遇制度の適用を受けることのできるのは、SIPP（Strategic Investment Priority Plan）に基づき登録された事業のみ

*SIPPとは？

BOI（Board of Investment: 投資委員会）が3年毎に見直し、以下に該当する事業

- ① 国家開発計画に含まれる事業
- ② 以下の事業に該当するもの
 - ・投資総額を考慮
 - ・雇用創出
 - ・付加価値
 - ・新技術
 - ・環境保全システム
 - ・サプライバリューチェーン
 - ・市場競争力の向上

3. 優遇税制の適用（新法発効後の登録企業）

*ITH（Income Tax Holiday: 所得税免税）を3年間与える

*ITH3年経過後は、2年間のみ以下の軽減税率を適用（従来の5%簡易課税制度は撤廃）優遇措置5年経過後は一般法人税率を適用

	(優遇軽減税率)	(一般法人税率)	差
2020年1月1日以降	18%	30%	12%
2021年1月1日以降	17%	28%	11%
2023年1月1日以降	16%	26%	10%
2025年1月1日以降	15%	24%	9%
2027年1月1日以降	14%	22%	8%
2029年1月1日以降	13%	20%	7%

・上記軽減税率のうち、1.5%を州政府、1.5%を市町村に納付。（市町村のビジネススタックスは免除）

*輸入関税免除

- ・登録事業に使用する資本財・原材料の輸入関税を免除
- ・但し、免除期間は5年を限度とする
- ・自由貿易港はこの5年期限を適用しない

*VATの取り扱い

- ・経済特区登録企業で輸出割合が90%以上・・・「0%VAT」適用
- ・経済特区登録企業で輸出割合が90%未満・・・電子OR,SIを利用する限り0%VAT
- ・その他の企業・・・VAT課税、輸出については、還付制度利用

4. 新法発効前の投資

* ITHは、残存期間又は5年間のいずれか早い時期まで適用

* ITH経過後は、5%簡易課税制度の適用

* 5%簡易課税制度は、以下の期間のみ有効

- ・ 優遇措置の適用がすでに10年間超の場合・・・2年間
- ・ 同 5年超10年以下の場合・・・3年間
- ・ 同 5年以下の場合・・・5年間

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇔日本語翻訳業務担当)

Tsuji & Associates Inc.